議案第117号

さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 の制定について

さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次 のように定める。

令和3年9月1日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 さいたま市技能職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成13年さいたま市条 例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、 改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当 該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の

改正後

(給与の減額)

第20条 「略]

始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務 時間の一部(2時間を超えない範囲内の時間に限 る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事 実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下 この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父 母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢 により市長が指定する期間にわたり日常生活を営 むのに支障があるものをいう。以下この項におい て同じ。) の介護をするため、任命権者が、職員 の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必 要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、 かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する 期間(以下この項において「指定期間」という。) 内において勤務しないことが相当であると認め られる場合における休暇をいう。)、介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者 の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態 | 改正前

(給与の減額)

第20条 「略]

2 職員が部分休業(当該職員がその小学校就学の 始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務 時間の一部 (2時間を超えない範囲内の時間に限 る。)を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事 実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下 この項において同じ。)、父母、子、配偶者の父 母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢 により市長が指定する期間にわたり日常生活を営 むのに支障があるものをいう。以下この項におい て同じ。) の介護をするため、任命権者が、職員 の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必 要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、 かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する 期間(以下この項において「指定期間」という。) 内において勤務しないことが相当であると認め られる場合における休暇をいう。) 又は介護時間 (当該職員が要介護者の介護をするため、要介護 者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状 ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は修学部分休業(当該職員が大学その他の市長が指定する教育施設における修学のため、2年を超えない範囲内において、1週間の勤務時間の一部について勤務しないことをいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)

第22条の3 さいたま市職員の自己啓発等休業に 関する条例(令和3年さいたま市条例第 号) 第2条の承認を受けた職員には、自己啓発等休業 をしている期間については、給与を支給しない。

附則

この条例は、公布の日から施行する。